

井原市指定学校変更に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条の規定に基づき、井原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う指定学校の変更について、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 教育委員会が指定学校の変更を許可する基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 学齢児童又は学齢生徒(以下「児童又は生徒」という。)を指定学校以外の学校へ就学させようとする保護者は、所定の指定学校変更申請書に別表に掲げる書類を添付し、教育委員会へ提出しなければならない。

(許可)

第4条 教育委員会は前条の申請があったときは、当該申請を審査し、第2条の許可基準のいずれかに該当し、かつ教育上適当と認められるときは、指定学校の変更を許可することができる。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、保護者、児童又は生徒が就学する学校の校長に対し、その旨を通知するものとする。

(許可の取消し)

第5条 教育委員会は前条の規定により指定学校の変更の許可を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 申請内容が事実と相違していることが判明したとき。
- (2) 申請事由が変更又は消滅したと認められるとき。

附 則

この要項は、平成21年7月27日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）（指定学校変更許可基準）

区 分	許可要件	対象学年	添付書類	許可期間
転居による 場合	最終学年時の転居	最終学年	無	卒業まで
	学期・学年途中の転居	全学年	無	学期・学年末まで
	住宅の新築等で転居予定があるとき	全学年	建築契約書の写等 転居予定を証明する書類	一年以内
地理的事情 による場合	通学路等地理的事情により、教育委員会が必要と認めるとき	全学年	無	卒業まで
身体的事情 による場合	指定校に入級する特別支援学級がないとき	全学年	無	卒業まで
	心身の故障や疾患のため、指定校への通学が困難なとき	全学年	医師の診断書等	卒業まで
家庭的事情 による場合	両親共働き（父子・母子家庭で親が就労している場合を含む。）のため、下校後預かり先のある学区の学校を希望するとき	小学生	勤務証明書 児童預り証	卒業まで
	住民登録地とは別に、店舗等経営しており、当該場所が子供の生活圏と認められるとき	全学年	店舗又は自営業を営んでいることを証明する書類	卒業まで
	一時的に住民登録地とは別の所に居住するとき	全学年	無	事情解消日まで
教育的事情 による場合	兄弟姉妹が別々の学校へ就学するようになったとき	全学年	無	一方の事情が解消するまで
	いじめ、不登校その他教育委員会が特に必要と認めたとき	全学年	学校長の意見書等	卒業まで